

西東京市 視覚障害者協会 お知らせ

情報ほっとライン

令和 7 年 8 月

第 34 号

発行:西東京市視覚障害者協会 連絡先野口(0422-77-7653)

■積み重なる様に毎年、猛暑が厳しく、長いと感じます。特に、暦以上に夏が長く、秋は遅く、冬は短くなっているのではないのでしょうか。かつての四季の風情はどこに行ったのでしょうか。暦と共に到来する季節の催しと、体感とがちぐはぐになっていると思うところです。

6月にお届けしたお知らせでは、「梅雨時」の話題を書いておりますが、届いた頃は、「空梅雨模様」でしたし、先月の「蟬」の話題の頃には、適度な雨が降らなかったため、「蟬の羽化」が遅れているとある気象記事に、ありました。

されど、雨天となった際には、「ゲリラ豪雨」となることが多く、困ったものです。

お盆を過ぎてからの穀物、特にお米や、秋野菜の収穫に影響が無いことを祈るばかりです。

さて、今月の話題では、

- 1) 先月7月1日に新たな条例、「東京都障害者情報コミュニケーション条例」が施行されました(前編)
- 2) 季節を通して、室内の適切な温度・湿度についての紹介
- 3) 映画「星に語りて ～ Starry Sky～」 東日本大震災、障害のある人と支援者の物語の映会の追加上映の案内をお送りします。

▼1) 先月、7月1日に新たな条例、「東京都障害者情報コミュニケーション条例」が施行されました(前編)

この条例は、「障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え、理解し、尊重し合いながら安心して生活することができる共生社会を実現する」との目的に作られました。

正式名称は、「東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」です。

今月号のお知らせでは、18条で構成されている内容を野口がポイントをピックアップ紹介します。

なお、全てを一度に紹介するのには、紙面量が多くなりますので、来月との前編・後編にてお送りします。

条例の骨子となる前文には、情報の入手に関する権利について、次の文言が示されています。「全ての人のとって、障害の有無、年齢等にかかわらず、必要とする情報を容易に入手し、その情報を活用し、滞りなく意思を伝え合うことは、日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠であり、尊重されるべき権利である。」と書かれています。背景には、障がい者差別禁止法や、障がい者権利条約などが上げられるでしょう。そして、それぞれの障害特性に応じた情報伝達の仕組みへの普及や、都民それぞれの間での関心や理解を求めています。

条例の中で、使用されている言葉の定義として、「意思疎通等に係る手段」に、手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、手書き文字、指点字、読み上げ、音訳、代筆、分かりやすい表現、実物又は絵図の提示、身振り、手振り、表情、文字盤、コミュニケーションボード、重度障害者用意思伝達装置、身体障害者補助犬の使用、その他障害者が情報を取得し及び利用し並びに他者との意思疎通を図るための手段をいう(第二条三)。

「意思疎通支援者」として、手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助、失語症者向け意思疎通支援、点訳、音訳を行う者その他の障害者と他者との意思疎通を支援する者をいう(第二条四)。

すなわち、障害特性での支援説明と、双方のコミュニケーションに関わる立場の人の説明が行われています。

情報の交換については、障害の無い者との同時性を「理念(第三条三)」としてうたっており、「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と『同一の内容』の情報を障害者でない者と『同一の時点』において取得することができるようにすること」とありますが、先月の参議院選挙の際に、選挙公報の情報提供などは十分だとは言えない状況に思いました。

「障害者等の意見の尊重(第八条)」では、「都は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。」とあります。

果たして、この内容が、区市町村迄及ぶのかは、良く分かりませんが、この第八条の前、第六条の(都民の責務)に、「特別区及び市町村が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めるものとする。」とありますから、期待しても良いのかと思っています。

ここまでで、条例の前半を紹介しました。条例後半では、「相談・理解・防災への対応」及び「見直し対応」と続きますので、来月号に後編として紹介します。

この条例施工については、東京都からイラストを用いたリーフレットが提供されています。市役所の障害福祉課の窓口に配布用のものが置かれていましたが、次のホームページからも入手できますので、ご覧ください。

東京都福祉局障害者施策推進部企画課

<https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/tokyoheart/jouhou/index.html?>

▼2) 季節を通して、室内の適切な温度・湿度についての紹介

猛暑が続いて熱中症事故の話題が絶えません。国を含めてあらゆる方面から適切な温度管理を行なって下さいとの声掛けがされています。二か月前の西視協からのお知らせでは、日常生活用具給付品目に新たに「視覚障害者用温湿度計(音声式)」が対象となりました。」の記事を掲載させて頂きました。日本点字図書館などで扱っている対象となりそうな製品を2点紹介しましたが、いずれも紹介のモノは温湿度を読み上げるだけでなく、適切な温湿度の範囲を超えると音声で注意してくれると言う機能があります。猛暑の中体調管理にも便利なものとして参考になったでしょうか？

今月号では、「生活する上で適切な温度・湿度はどれぐらいなのだろうか？」について紹介させて頂きます。「快適な室温は感じる人によって異なりますが、一応、法律に依って目安が示されています。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年施行)」と「労働安全衛生法 | 事務所衛生基準規則(昭和47年施行)」では、建物利用者にとって健康に害の出ない快適な室温は「17～28℃」と示されています。

ただしこれは通年の適切な室温目安では無く、冷房を使用する夏と暖房の冬では、室外の温度差や、使用している衣類、室内での送風環境に依っても快適な室温が異なります。具体的には、夏は28度でも涼しく感じられ、冬では18度でも、温かく感じるができます。

次に、湿度について紹介します。湿度は、人の体感温度との間で密接に関係します。

夏には室温が高くても湿度が低ければ涼しく感じ、冬には室温が低くても湿度が高いと寒さを感じにくくなるため、季節ごとのバランスが求められます。夏は湿度60%を超えると「蒸し暑さ」を感じて、温度が高い環境下で湿度70%を超えるとダニやカビが繁殖しやすくなりますので、湿度を下げる様にします。冬は空気自体が乾燥してさらに暖房の影響で空気が乾燥しやすいので、湿度を50～60%に維持して寒さを和らげます。

以上、今月の話題では、室内の適切な温湿度が、法律で示されていることなどを紹介しました。皆様、エアコンや扇風機、加湿器・除湿器などを使って、猛暑を健康に乗り越えてください。

▼3) 映画「星に語りて ～ Starry Sky～」 東日本大震災(2011年3月11日)、障がいのある人と支援者の物語の自主上映会の追加上映の案内です。先月号で「東日本大震災での現地で起きた苦難の様子を元に、視覚障害者を含む、障害当事者も映画の製作に関わり、障害者の状況と支援者の活動を描く劇映画」を案内させて頂きました。なお、追加枠も設けましたので上映日まで、あまり日がありませんが、案内させて頂きます。

・追加枠日時:8月25日(月)18:30 上映開始 音声・字幕ガイド付き(運営 staff の試写会を兼ねます)

当初の案内の日時は、次の通りですが、席が空いている場合も有るかと思しますので、お問い合わせください。

・日時:8月29日(金)14:00～音声字幕ガイド付き、18:00～字幕ガイド付き・30日(土)9時45分～字幕付き

・会場は、いずれも西東京市民文化プラザ、各定員60名です。・鑑賞代:協力金として 当日 ¥300 をお願いします。

・お申込み先:080-5184-9973(西東京市障がい者福祉をすすめるかい 会長:根本あて)

♡先月のお知らせでは、「蝉しぐれ」の話題を提供しましたが、今夏は、聞き始めが遅かった様に感じます。今月号の原稿に取り組み始めた頃に、やっと聞こえてきました。遅かった理由は、なぜと思っていたのですが、適切な頃に雨が少なく、蝉が羽化するタイミングがくるっていったの文章がありました。数年間も地中で耐えて、やっとの子孫を繋ぐ期間は短い一生を思うと、「精一杯、鳴いて頑張れ!」と、エールを送ろうと思います。しかし、鳴いているのは雌を誘う為の雄だけだそう…

♡視覚に関して何らかの障害や不安をお持ちの方、支援活動をとお考えに賛同頂ける方、是非、協会長の野口迄お声がけください。そして、協会が当局への福祉施策への要請や、皆様一人一人が困っていることや、他の方にもお知らせできる情報などの交換の場に成れば幸いです。なお、会員の会費は、年額 1,000 円、ボランティア会員は、会費不要です。

図書館からのハンディキャップサービスの「情報まっとうライン」に音訳でのお知らせと、印刷版を窓口カウンターに置かせて頂いています。また、市の障害福祉課のホームページに「市内の福祉関係活動団体」として掲載頂き、社会福祉協議会のボランティア活動センターへの登録と、西東京市が運用している「ゆめコラボ」にも、登録しています。

■今月は、西東京市視覚障害者協会 会長の野口がお送りしました。